

参考資料

1. 第5次幸手市総合振興計画策定方針
(後期基本計画)
2. 幸手市総合振興計画審議会
3. 市民検討会議
4. 策定委員会・職員検討委員会等
5. 策定の経緯
6. 第5次幸手市総合振興計画基本構想
7. 後期基本計画指標一覧
8. 市民意識調査等

1. 第5次幸手市総合振興計画策定方針（後期基本計画）

（1）計画策定の趣旨

本市では、第5次幸手市総合振興計画の基本構想に示されている将来像「都市と自然が調和した 安心・安全で活力あるまち 幸手」を実現するため、前期基本計画に基づき各種の政策・施策を実施しています。

少子高齢化や国際化、情報化などの急速な社会経済環境の変化や、厳しい財政状況など、行政の経営資源の制約に対応するとともに、多様化する市民のニーズに的確に応えるためには、経営的な視点に立った効率性・有効性の高い行政運営が一層求められています。

また、市民との協働によるまちづくりの実現のためには、行政経営の指針を分かりやすく市民に示すことが求められています。

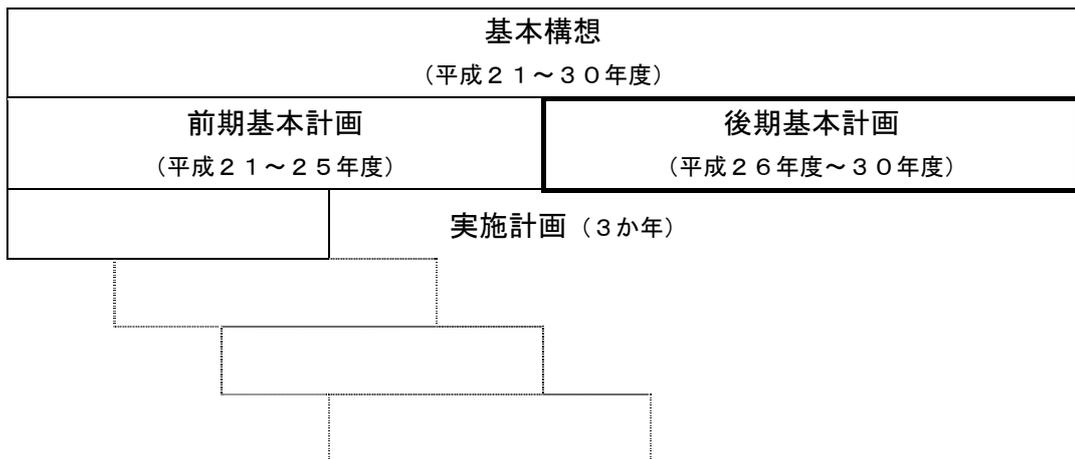
このような状況を踏まえ、前期基本計画の計画期間が平成25年度をもって終了することから、引き続き基本構想の実現を図るため、後期基本計画を新たに策定するものです。

（2）計画の構成と期間

① 基本構想

基本構想は、本市のまちづくりのための基本的な考え方を明らかにしたもので、基本計画、実施計画その他の行政計画や施策の指針となるものです。

したがって、その期間は平成21年度から平成30年度までの10年間となっていることから、今回は改定しません。



② 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するために、各部門ごとの現状と課題、基本方針、基本施策、市民活動を明らかにし、実施計画で取り組むべき施策の基本方針を示したものです。

その期間は、前期基本計画が平成21年度から平成25年度まで、後期基本計画が平成26年度から平成30年度までの各5年間となり、今回は後期基本計画を策定するものです。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画の各施策を個別具体化し、事業を実施するための計画です。3か年計画で、毎年度見直し（ローリングといいます）を行っています。

（3）計画策定の考え方

① 実現性・連携を重視した計画

限られた財源の中において、社会保障などに関連した支出の増加により厳しさを増す財政状況や、地域主権の進展などから、自立したまちづくりの推進が求められています。

このため、成果を重視した適正な指標、目標数値を設定し、適確な財政見通しに基づく実現性のある計画づくりを行います。

また、各分野の施策、事業等の連携を重視し、進行状況を踏まえつつ、関連計画における新たな課題なども位置付けた計画としていきます。

② 参加と協働の機会を拡充する計画

市民と行政のそれぞれの役割と責任のもと、より多くの市民参加を得たうえで、協働のまちづくりを推進するにあたっては、分かりやすい行政経営の指針が必要となります。

このため、市民参加による策定体制を構築するとともに、市民の視点や感覚に立った計画としていきます。

③ 幸手らしさを活かした計画

本市の個性と魅力、これからの未来を見据え、自然・歴史・文化などの地域資源を活用し、各種の政策・施策を総合的・計画的に推進していくための計画としていきます。

（4）策定体制

基本構想に掲げた将来像の実現に向け、市民と行政の協働によるまちづくりへの共通目標・行動指針とするため、多様な手法を取り入れた市民参加により、多くの市民の意見等を基に計画を策定していきます。

また、本市の総合的・計画的な自治体経営の指針となるため、全庁をあげて計画を策定していく体制とします。

① 市民参加

ア 市民意識調査

地区別、男女別、年代別の一定条件のもとに抽出した市内在住の18歳以上を対象に2,000人規模の意識調査を実施します。

この調査により各施策・施策の重要度・満足度の変化、ニーズ等を把握し、計画策定の基礎とします。

イ 提案・意見募集

広範な市民の意見を収集するため、計画の素案を公表し、多くの市民が参加できるように広く意見を求め、これらも考慮した計画を策定していきます。

ウ 市長タウンミーティング

市長の新たな試みとして実施されるタウンミーティングにおける意見等について、計画策定の基礎資料とします。

エ 総合振興計画審議会

各種団体、学識経験者、その他市長が特に認める委員で構成する審議会を設置します。

その他市長が特に認める委員は、市民検討会議の中から選出するものとし、審議会で出された意見、提言を素案に反映させます。

オ 総合振興計画市民検討会議

市民検討会議を設置し、意見、提言を計画策定の基礎資料とし、素案に反映します。

② 庁内体制

ア 策定委員会

策定委員会は、第5次幸手市総合振興計画後期基本計画(以下「後期計画」という。)の素案の審議及び総合調整機関となります。

委員会の構成員は、幸手市庁議等の設置及び運営に関する規程第3章に規定する政策調整会議の構成員をもって充てるものとします。

イ 職員検討委員会

職員検討委員会は、必要な調査、検討を行い、市民検討会議の意見・提言を踏まえたうえで、素案を作成します。

委員会は、全職員の中から委員長が指名した者及び公募する者をもって構成し、総務部政策調整課長を委員長とします。

ウ 職員参加

職員は、後期計画の素案作成に向けて、策定委員会または職員検討委員会の求めに応じ、担当する業務に関する現状と課題等の分析を行い、具体的な施策の検討を行います。

また、全庁をあげて職員自らが行政運営を点検し、計画を策定していくために、職員に対するアンケート調査を実施します。

③事務局

事務局を総務部政策調整課に置き、計画に係る全般の調整及び庶務を行います。

各種会議等の運営支援等、計画策定作業の支援のためにコンサルタントを活用します。

(5) 策定スケジュール

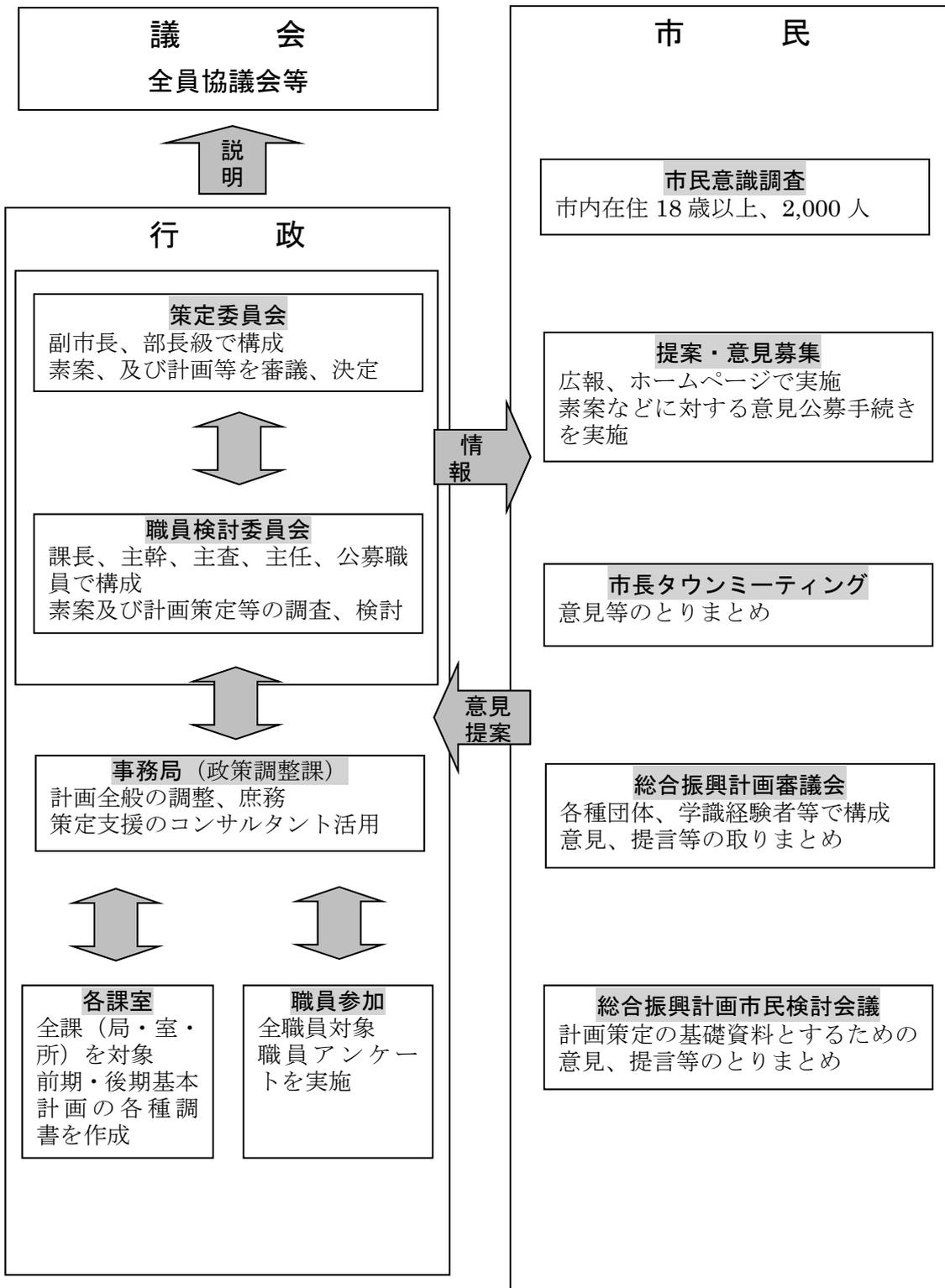
平成24年度及び平成25年度の2か年で策定します。

(6) その他

後期基本計画を策定するため、大きな変更が生じない限り、基本構想の改定は行わないものとし、総合振興計画審議会への諮問は後期計画のみ行うものとします。

市議会に対しては、市民意識調査結果、素案、計画策定段階において、説明、報告を行います。

策 定 体 制



2. 幸手市総合振興計画審議会

(1) 幸手市総合振興計画審議会条例

昭和61年8月1日

条例第32号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、幸手市総合振興計画の策定その他実施に関し必要な調査審議を行わせるため、幸手市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び委員)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 執行機関の委員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後第1回の審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成3年12月26日条例第26号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月28日条例第2号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月19日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 27 日条例第 30 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

| No. | 所 属 | 氏 名 | 役 職 | 備 考 | |
|-----|--------------|--------|-----------|------|-----|
| 1 | 教育委員会 | 梨本 松男 | 委員長 | 1号委員 | |
| 2 | 明治大学 | 小池 保夫 | 教授 | 2号委員 | 会長 |
| 3 | 日本保健医療大学 | 栗盛 須雅子 | 教授 | 2号委員 | 副会長 |
| 4 | 区長会 | 落合 晃 | 会長 | 3号委員 | |
| 5 | 民生委員・児童委員協議会 | 倉島 洋子 | 第2地区民児協理事 | 3号委員 | |
| 6 | 商工会 | 中山 幸也 | 会長 | 3号委員 | |
| 7 | 埼玉みずほ農業協同組合 | 小森谷 邦男 | 副組合長 | 3号委員 | |
| 8 | 青年会議所 | 吉良 英敏 | 理事長 | 3号委員 | |
| 9 | 文化団体連合会 | 高橋 千代子 | 副会長 | 3号委員 | |
| 10 | 老人クラブ連合会 | 田中 義勇 | 会長 | 3号委員 | |
| 11 | 男女共同参画推進協議会 | 関口 八重子 | 副会長 | 3号委員 | |
| 12 | 市民検討会議 | 石川 伸二 | 委員長 | 3号委員 | |
| 13 | 市民検討会議 | 八木 元則 | 委員 | 3号委員 | |

(3) 審議会への諮問及び答申

① 諮問

幸政発第 59 号
平成25年9月26日

幸手市総合振興計画審議会
会長 小池保夫様

幸手市長 渡辺邦夫

第5次幸手市総合振興計画後期基本計画（案）について（諮問）

第5次幸手市総合振興計画後期基本計画について、別添（案）のとおり策定したいので、貴審議会の意見を求めます。

②答申

平成26年 2月 5日

幸手市長 渡辺邦夫様

幸手市総合振興計画審議会
会長 小池保夫

第5次幸手市総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

平成25年9月26日付け幸政発第59号にて諮問のあった「第5次幸手市総合振興計画後期基本計画（案）」について、当審議会で慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当であると認め、本計画実施にあたっての意見を下記に付して答申します。

記

- 1 基本構想に掲げた市の将来像「都市と自然が調和した 安心・安全で活力あるまち 幸手」を実現し、本計画の効果を最大限に発揮するため、全市をあげて市民及び団体と行政の協働によるまちづくりを進められたい。
- 2 本計画の実施にあたり、市民及び団体と行政との情報共有を進められたい。
- 3 本計画の成果指標の達成に向けて、職員は最大限の努力をするとともに、特に重点的な取り組みについては、効率的かつ積極的な事業展開を図られたい。
- 4 幸手市の地域資源や特性を有効活用し、市民が郷土の歴史・文化に誇りを持ちながら将来に渡って住み続けられる活力あるまちづくりに努められたい。
- 5 市民の安心・安全が確保されるよう、常に大規模な自然災害に備えるとともに、地域の防犯力の強化など居住環境の整備に努められたい。
- 6 本計画の策定過程においては、市民を対象とした意識調査や意見募集、市民検討会議の皆様を含め、多くの市民の方々から意見をいただいております。今後、本計画を推進する際には、これらの意見を十分踏まえながら取り組まれたい。

3. 市民検討会議

(1) 第5次幸手市総合振興計画市民検討会議設置要綱

平成24年11月26日

告示第181号

(設置)

第1条 第5次幸手市総合振興計画後期基本計画（以下「総合振興計画」という。）の策定を行うため、第5次幸手市総合振興計画市民検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合振興計画原案への意見、提言等を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合振興計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体から推薦された者
- (2) 市内に在住、在勤又は在学する者で公募による者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(行政との協働)

第6条 検討会議は、第5次幸手市総合振興計画職員検討委員会と協力して、所掌する事務を行う。

(任期)

第7条 委員の任期は、総合振興計画の策定が完了するまでとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成24年11月27日から施行する。

(2) 市民検討会議委員名簿

| No. | 氏名 | 居住地区 | 区分 | 備考 | |
|-----|--------|--------|------|---------------|------|
| 1 | 花岡 和宏 | 幸手市円藤内 | 1号委員 | 幸手市PTA連合会 | |
| 2 | 並木 克己 | 幸手市北 | 1号委員 | 幸手権現堂桜堤保存会 | |
| 3 | 芝 あい子 | 幸手市中 | 1号委員 | 幸手市芸術文化振興協会 | |
| 4 | 栗田 勇夫 | 幸手市香日向 | 1号委員 | クラブ幸手 | |
| 5 | 大堀 由紀子 | 幸手市千塚 | 1号委員 | 幸手市青少年相談員協議会 | |
| 6 | 千原 敏子 | 幸手市緑台 | 1号委員 | 幸手子育て支援ねっとわーく | |
| 7 | 船川 由孝 | 幸手市神扇 | 1号委員 | 幸手市農業振興協議会 | |
| 8 | 中山 駿 | 幸手市下川崎 | 1号委員 | さって市民環境ネット | |
| 9 | 八木 元則 | 幸手市緑台 | 2号委員 | 公募 | |
| 10 | 久下 明香 | 幸手市中 | 2号委員 | 公募 | |
| 11 | 小沼 光一 | 幸手市下川崎 | 2号委員 | 公募 | |
| 12 | 伊藤 敦彦 | 幸手市東 | 2号委員 | 公募 | |
| 13 | 奈良 俊一 | 幸手市中 | 2号委員 | 公募 | 副委員長 |
| 14 | 中 徳夫 | 幸手市北 | 3号委員 | 市長選出 | |
| 15 | 石川 伸二 | 幸手市惣新田 | 3号委員 | 市長選出・区長会 | 委員長 |

(3) 提言書（まちづくりへの提言）

市民検討会議 提言書

これからの幸手市のまちづくり

～第5次幸手市総合振興計画
後期基本計画策定に向けて～

平成 25 年5月

幸手市市民検討会議

テーマ1：活気と活力のあるまちをつくるために

ア) 子どもが残れるまち

【現状と課題】

- ・PTAや教育の現場はがんばっているが、学級崩壊等が進んでいる
- ・働きながら子育てができるよう、保育所の充実などが必要である
- ・家庭に対する支援が必要である
- ・子どもの居場所が十分に確保・整備されていない

【取り組みアイデア】

| | 市民主体 | 行政主体 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 地域イメージの向上 | ・地域に対して、子どもが「良い」イメージや思い出を持てるようにする。 | |
| 地域での居場所づくり | ・総合型地域スポーツクラブのように、小さい頃から地域のサークルに所属できるような場をつくる。 ・子どもたちの活躍の場をつくる。 ・子どもと高齢者が交流する機会をつくる。 | ・学童保育のスペースと定員を改善し、相談員の増員等を図る。 ・障がい者が就労できるスペースを確保する。 |
| 子育て支援の充実 | | ・3歳未満の子が、雨の日も含めて遊べる場所や遊具を整備する。 ・駅前に託児所を整備する。 |
| 子育て世代が住みやすい環境づくり | | ・駅前の整備により、30～40代をターゲットにしたマンション開発や商業施設の誘致を行う。 |
| 学校と地域との連携 | ・学校の支援員をより活性化する。 | ・支援員の日当等の予算を確保する。 |
| 地域の資源を活用した教育 | ・高齢者が持つ知識やノウハウを取り入れて、子どもの教育に活用する。 | |
| 教育、学校現場への予算確保 | | ・教育・学校等に関する予算を確保する。 |

イ) 自然や文化が守り育まれるまち

【現状と課題】

- ・ 自然や権現堂、行幸湖などがあって良い
- ・ 桜まつりや市民まつり等があって良い
- ・ 幸手権現堂桜堤保存会が設立されている
- ・ 歴史のあるまちだが、強みとして活かしきれていない
- ・ 自然や文化、歴史を守り育てる市民の動きがある一方で、団体間の連携は不十分である

【取り組みアイデア】

| | 市民主体 | 行政主体 |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幸手宿や権現堂等を活かしたまちづくりの展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源（権現堂桜堤）に恵まれているので、駅から回遊できる場所にミニ資料館をつくる。 ・ 行幸湖付近で花火大会を開催する。 ・ 高齢者から、賑やかだった頃（幸手宿の頃）の貴重な話を聞くことができるミニ資料館を設置する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会や市民と協力して、幸手ウォーキングマップをつくる。 ・ 桜の時期にイベントを行う。 ・ 幸手宿を活かした景観まちづくりを進める。（地区指定、道路幅員指定や条例づくりなど） ・ 歴史ある街並みを再現する建物に対する予算措置などを行う。 |
| 文化を育てる環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽ホール改築について要望書をつくる。 | |
| 市民主体のまちづくりの醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 等により、地域力を活かした活動を展開する。 ・ まちづくりのための条例や計画に積極的に協力する。 ・ 市民がまちづくりプロジェクトを提案する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域力アップのための支援や NPO 支援を行う。 ・ 市民が提案するまちづくりプロジェクトを実現するための仕組みをつくる。 |
| 「幸手」（しあわせの手）の名前を活かし、「手形」を活用したまちづくりの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幸手市の名物として、市外の一般市民の手形を取り、市内にその手形を飾っておくことで、市外の方が何度も幸手にきてもらえるまちづくりを行う。 ・ また、子どもの手形は 20 歳になったら手形を返すような工夫をすることで、子どもが成人になるまでの間に、親子連れで何度か幸手市に来てもらう工夫を行う。 | |

ウ) 働く場所があるまち

【現状と課題】

- ・働く場所が限られている
- ・市内にある企業の情報が少ない
- ・努力している個人商店もあるが、魅力ある商店が少なく、古いまちゆえに活性化が難しい
- ・圏央道が開通予定だが、市内の道路は狭く、歩きにくい
- ・各団体の連携が十分でない

【取り組みアイデア】

| | 市民主体 | 行政主体 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 働ける場を増やす | ・コミュニティビジネスなどの起業や経営の課題をテーマにして、トークカフェを開催する。 | ・若い世代や子育て家庭の雇用を促進する。 |
| 市内企業のPR | ・市内企業見学会を開催する。 | ・インターネットを活用し、市内企業の紹介等を行う。 |
| 農業等の振興 | ・休耕田、畑を活用した養蜂を行い、蜂蜜を販売する。 ・環境活動、例えば太陽光発電（メガソーラー）の設置をして、その電気を農業などに利用する。 | |
| 観光まちづくりの推進 | ・観光に力を入れる（祭り、花、農業とか）。 ・米作りなどを観光産業につなげる。 | |
| 幸手のブランドづくりとシティセールスの推進 | ・B級グルメを開発し、イベントとリンクして活用する。 ・ラジオやCMづくりに積極的に参加する。 | ・映画やテレビのロケ地としてのPRを行う。 ・市民と協働で、ラジオ局やネットスタジオをつくる。 |
| 幸手により来てもらえるようにする | | ・幸手に来やすくするため、鉄道会社等との連携を行い、イベントを実施する。 |

テーマ2：安全・安心なまちをつくるために

ア) 安全・安心に住み続けられるまち

【現状と課題】

- ・地域に顔見知りが多く、つながりがしっかりしている
- ・PTAによる通学路のパトロールや、地域での登下校の見守りなどの仕組みがある
- ・高齢者や障がい者を対象とした見守りネットワークが少しずつ充実している
- ・災害弱者に対するサポート体制が出来ていない
- ・震災時など、災害時のシミュレーションが周知徹底されていない
- ・高齢者の健康づくりや、高齢者のエンパワーメントへの支援が必要である

【取り組みアイデア】

| | 市民主体 | 行政主体 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域コミュニティの強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・転入者を受け入れる意識の改革を行う。 ・若い世代が参加できるプログラムをつくる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ助成金事業のPRを図りながら、コミュニティ活動を行う。 |
| 地域で見守る体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で交通安全ボランティアを行う。 ・高齢者や保護者による、子ども見守り隊を充実する。 ・声かけ運動などを積極的に行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会館掲示板等に、交通安全・防災・防犯情報を適宜出していく。 |
| 災害に備えた自主的な活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災組織を自治会や行政区など適正な規模で立ち上げる。 ・災害時を想定した市民主体の防災ワークショップを開催する。 ・大規模災害時に市民がまとまって行動する訓練を行う。 ・災害に関する市民と行政の意見交換会を行う。 ・ハザードマップの研究会を立ち上げる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会組織の活性化に向けた支援を行う。 ・ハザードマップ等が活用できるよう、具体的な説明を行う。 ・災害時に、帰宅困難者が出たときの対応を迅速に行う体制づくりを構築する。 |
| 状況に応じた災害対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に大きな被害が出る災害と、比較的遠隔地で大きな被害が出る災害とを切り分け、それぞれの対応の手法を明確にすべきである。 | |

| | 市民主体 | 行政主体 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民主体の安全・安心まちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分のことは自分でやる。 ・市民からアイデアを出し、地域力を発揮する。 ・地域のボランティアの組織化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間（市民）への事業委託を進める。 ・上手くまちづくりを進めている事例を参考にする。 |

イ) 快適・便利に暮らせるまち

【現状と課題】

- ・近隣の県へのアクセスは良いが、都内へのアクセスが良くない
- ・高齢者や子どもが安心して歩ける道路整備が必要である
- ・公共施設や病院等に行きやすい公共交通（バス）が必要である

【取り組みアイデア】

| | 市民主体 | 行政主体 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市内循環バスの見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・公設民営の自由に利用しやすいバスを運行する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・時間やコース、車両の大きさなど、市内循環バスの見直しを行う。 |
| 車社会からの脱却 | | <ul style="list-style-type: none"> ・車がいないまちづくりを進める。 |
| 計画的な道路整備の推進 | | <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路について、狭い道路を長期計画をたてて、計画的に拡げていくことが必要である。 ・道路整備の代替地を市内に整備して、円滑に事業が進むようにする。 |

テーマ3：みんなでまちをつくるために

ア) 情報発信ができるまち

【現状と課題】

- ・ 情報発信したい資源（自然、歴史、まつりなど）がたくさんある
- ・ 市のホームページが行政情報の周知が主体となっていて、かたい印象を受ける
- ・ 幸手市のイメージが「桜」に偏っている
- ・ 民間の情報誌が分かりやすい

【取り組みアイデア】

| | 市民主体 | 行政主体 |
|-----------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民が求める情報の提供 | ・ 民間のホームページなどを活用して、もっと市長を含む、責任ある立場の人が情報提供をする場を設ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民がまちづくりに気軽に参加できるように、広報を行い、市民活動を促進する。 ・ 若者が読んで楽しい広報紙をつくる。 ・ 市だけでなく、周辺市に関する紹介を広報紙で行う。 ・ 権現堂公園の情報発信を行う。 ・ 市のホームページを活用し、年間の協働に関する予定を市民にお知らせ（情報提供）して、参加してもらいやすくする。 |
| 市民参加によるラジオ局の設立 | ・ 市民がレポーターとして参加する。 | ・ 市の情報を発信するためのラジオ局をつくる。 |
| 民間を活用した外部への情報発信 | ・ 転入者の方に、幸手市によりよいイメージをもってもらうことを目的として、不動産業の方に、幸手市のPRをしてもらう。 | |

イ) 一人ひとりが活躍できるまち

【現状と課題】

- ・自治会、若妻会、農業後継者の会など、様々な助け合いや話し合いの場がある
- ・各町内で、高齢者のサロンや食事づくりなど、コミュニティ活動が行われている
- ・高齢者や女性を中心となった活動が多く、働き盛りの男性が活躍できる場所がない
- ・活動や団体の参加者が高齢化・固定化されており、新たに参加しにくい
- ・スポーツや芸術の活動が盛んである

【取り組みアイデア】

| | 市民主体 | 行政主体 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新たな人材が活躍できる仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・「幸手を変える会」などを立ち上げて、いろいろな年代や職種の市民を巻き込んだ活動を展開する。 ・転入者がまちづくりに参加できる仕組みをつくる。 | |
| 自立的に活動するための体制強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自ら民間のスポンサーを探したり、応援してもらったりする仕組みをつくる。 ・自立的に活動するためのノウハウを蓄積・共有する。 ・NPO等をネットワーク化する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を解決する取組みを支援する。 ・NPOに事業委託する。 |

ウ) 協働のまちづくりの仕組みがあるまち

【現状と課題】

- ・ NPO 等への情報提供が不十分である
- ・ 活動している人の高齢化が進んでいる
- ・ 若い人のニーズが分からない
- ・ 市民パワーはあるが、市民の能力を活かせる仕組みがない

【取り組みアイデア】

| | 市民主体 | 行政主体 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協働の仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分たちのやりたいことを、NPO 等によって実現する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「まちづくり条例」などの制定により、協働の仕組みを制度化する。 ・ 「まちづくり推進支援担当」を新たに設置する。 |
| まちづくりに関わるアイデアを活かす仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民のまちづくりのアイデアを具現化できる仕組みをつくる。 ・ まちの良い点等を発見する仕組みづくりに取り組む。 ・ おみやげコンテスト等、まちづくりにつながるアイデアを競う。 | |
| まちづくりに関わる人材の発掘・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年のまちづくりへの参画の機会をつくる。 ・ 青少年や子どもを対象としたイベントを開催する。 ・ 若い世代が参加できる仕組みづくりに取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「まちづくり」市民講座を開催し、受講者がまちづくりに関われるようにする。 |
| 市民主体の活動に対する支援の充実 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO を設立するまでの手順についてのアドバイスや支援などを行う。 ・ NPO への参加方法や既存の団体等に関する情報提供を充実させる。 |
| 市長や議員との意見交換の場の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会議員と若者を含む市民が意見交換できる機会をつくる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ タウンミーティングの事前周知を充実させる。 ・ 市長の意見を明確に出すようにする。 |
| スリムな行政づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間・NPO が市と協働できる事業を増やす。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政は人数を減らし、その分を市民や民間に委託する。 |

4. 策定委員会・職員検討委員会等

(1) 第5次幸手市総合振興計画庁内策定委員会等設置要綱

平成24年12月5日

訓令第18号

(設置)

第1条 第5次幸手市総合振興計画後期基本計画の策定（以下「総合振興計画策定」という。）を行うため、第5次幸手市総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び第5次幸手市総合振興計画職員検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合振興計画策定の企画及び審議に関すること。
- (2) 総合振興計画策定の総合調整及び策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合振興計画策定における重要事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、幸手市庁議等の設置及び運営に関する規程（平成18年幸手市訓令第20号）第9条に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長の職にある者、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(所掌事項)

第6条 検討委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合振興計画策定をするために必要な調査等に関すること。
- (2) 総合振興計画案を作成すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合振興計画策定に関すること。

(組織)

第7条 検討委員会は、市職員の中から市長が指名する者及び公募をする者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第8条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部政策調整課長の職にある者、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(検討部会)

第10条 検討委員会は会議の効率的な運営を図るため、次に掲げる検討部会を置くことができる。

- (1) 安心安全・環境部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 都市基盤・産業部会

(4) 教育・市民活動部会

(5) 行財政運営部会

2 検討部会は、検討委員会の委員長以外の委員によって構成し、別に定める設置規程により運営する。

(任期)

第11条 策定委員会及び検討委員会の委員の任期は、総合振興計画策定が完了するまでとする。

(資料の提出等の要求)

第12条 策定委員会及び検討委員会の委員長は、必要と認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第13条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(補則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会及び検討委員会の運営に関し、必要な事項は、策定委員会及び検討委員会の委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(2) 第5次幸手市総合振興計画職員検討部会設置規程

平成24年12月5日

訓令第19号

改正 平成25年4月1日訓令第10号

(設置)

第1条 第5次幸手市総合振興計画策定委員会等設置要綱（平成24年幸手市訓令第18号）第10条第2項の規定に基づき、第5次幸手市総合振興計画職員検討委員会の効率的な運営を行うため、第5次幸手市総合振興計画職員検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を担当する。

(1) 安心安全・環境部会

自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまちに関する事。

(2) 健康福祉部会

健やかで生き生きとした暮らしのあるまちに関する事。

(3) 都市基盤・産業部会

地域の特性を活かした快適で特色あるまち及び活力ある地域経済をおこすまちに関する事。

(4) 教育・市民活動部会

明日を支える人を育む教育文化の豊かなまち及び市民一体となり自立した地域を育むまちに関する事。

(5) 行財政運営部会

基本構想の実現に向けての行財政運営に関する事。

(組織)

第3条 検討部会の構成は、別表に掲げるとおりとし、部会長及び部会員（以下「部会長等」という。）をもって組織する。

(部会長)

第4条 部会長は、検討部会を総括し、検討部会の議長となる。

(会議)

第5条 検討部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、必要と認めるときは、部会員以外の者に検討部会に出席させ、意見を述べさせ、資料の提出を求めることができる。

3 検討部会には、オブザーバーとして政策調整課の職員が出席するものとする。

(事務局の設置)

第6条 検討部会には、事務局を設置する。

2 前項の事務局は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める部署が行うものとする。

(1) 安心安全・環境部会 暮らし安全課

(2) 健康福祉部会 社会福祉課

(3) 都市基盤・産業部会 都市計画課

(4) 教育・市民活動部会 総務課

(5) 行財政運営部会 庶務課

3 事務局は、次に掲げる業務を行う。

(1) 検討部会の開催及び運営に関する事。

(2) 検討部会の議事録概要の作成に関する事。

(3) 政策調整課との連絡及び調整に関する事。

(所掌事項の調整)

第7条 他の検討部会の所掌事項と重複している事項があるときは、政策調整課と調整の上、検討を行うものとする。

(第5次幸手市総合振興計画市民検討会議との協働)

第8条 検討部会は、第5次幸手市総合振興計画市民検討会議（以下「市民検討会議」という。）の意見及び提言を踏まえて検討を行うものとする。

2 部会長等は、市民検討会議の求めがあるときは、当該会議に出席し、各専門分野に係る検討への助言等を行うことができる。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討部会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

（平25訓令10・一部改正）

| 部会名 | 構成員 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安心安全・環境部会 | 1 部会長 暮らし安全課長 2 部会員 (1) 暮らし安全課職員 1人 (2) 環境課職員 1人 (3) 政策調整課職員 1人 (4) 建築指導課職員 1人 (5) 道路河川課職員 1人 (6) 水道管理課職員 1人 (7) 公募選出者 2人以内 |
| 健康福祉部会 | 1 部会長 社会福祉課長 2 部会員 (1) 社会福祉課職員 1人 (2) 介護福祉課職員 1人 (3) 子育て支援課職員 1人 (4) 健康増進課職員 1人 (5) 保険年金課 1人 (6) 公募選出者 2人以内 |
| 都市基盤・産業部会 | 1 部会長 都市計画課長 2 部会員 (1) 都市計画課職員 1人 (2) まちづくり事業課職員 1人 (3) 建築指導課職員 1人 (4) 農業振興課職員 1人 (5) 商工観光課職員 1人 (6) 道路河川課職員 1人 (7) 産業団地整備推進室職員 1人 (8) 暮らし安全課職員 1人 (9) 水道管理課職員 1人 (10) 下水道課職員 1人 (11) 公募選出者 2人以内 |

| 部会名 | 構成員 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育・市民活動部会 | 1 部会長 総務課長 2 部会員 (1) 総務課職員 1人 (2) 学校教育課職員 1人 (3) 社会教育課職員 1人 (4) 政策調整課職員 1人 (5) くらし安全課職員 1人 (6) 人権推進課職員 1人 (7) 公募選出者 2人以内 |
| 行財政運営部会 | 1 部会長 庶務課長 2 部会員 (1) 庶務課職員 1人 (2) 政策調整課職員 1人 (3) 財政課職員 1人 (4) 税務課職員 1人 (5) 納税課職員 1人 (6) 市民課職員 1人 (7) 秘書室職員 1人 (8) 会計課職員 1人 (9) 議会事務局職員 1人 (10) 監査委員事務局職員 1人 (11) 公募選出者 2人以内 |

5. 策定の経緯

平成24年度及び平成25年度の2か年で策定しました。

| 年月日 | | 内 容 |
|--------|----------------------|----------------------------------|
| 平成24年 | 6月 1日 | 第5次幸手市総合振興計画後期基本計画策定方針（後期基本計画）決定 |
| | 12月 1日 | 市民検討会議委員募集（～12月19日） |
| | 12月 3日 | 市民意識調査及び職員アンケート実施（～12月21日） |
| | 12月 4日 | 前期基本計画進捗状況調査実施 |
| 平成25年 | 1月20日 | 第1回市民検討会議 |
| | 2月 3日 | 第2回市民検討会議 |
| | 2月 5日 | 第1回庁内ヒアリング（～2月13日） |
| | 2月27日 | 第3回市民検討会議 |
| | 3月14日 | 第1回職員検討委員会 |
| | 3月26日 | 第4回市民検討会議 |
| | 4月24日 | 第5回市民検討会議 |
| | 4月26日 | 第2回職員検討委員会 |
| | 5月17日 | 第3回職員検討委員会 |
| | 5月29日 | 市民検討会議から提言書提出 |
| | 5月31日 | 第4回職員検討委員会 |
| | 6月19日 | 第5回職員検討委員会 |
| | 7月12日 | 第6回職員検討委員会 |
| | 7月18日 | 第1回策定委員会 |
| | 7月24日 | 第1回総合振興計画審議会 |
| | 8月 5日 | 第2回庁内ヒアリング（～8月8日） |
| | 9月 9日 | 第2回策定委員会 |
| | 9月18日 | 第3回策定委員会 |
| | 9月26日 | 第2回総合振興計画審議会 |
| | 10月10日 | 第3回総合振興計画審議会 |
| 11月 8日 | 市議会全員協議会（議会への説明） | |
| 11月18日 | パブリックコメント募集（～12月18日） | |
| 12月10日 | 市議会全員協議会（意見等への回答） | |
| 平成26年 | 1月15日 | 第4回策定委員会 |
| | 1月23日 | 第4回総合振興計画審議会 |
| | 2月 5日 | 審議会から答申書提出 |

6. 第5次幸手市総合振興計画基本構想

I まちづくりの基本理念

第1編「総論」でまとめた社会経済環境や市民意見などに基づき、第5次総合振興計画におけるまちづくりの基本理念を以下とします。

1. 市民との協働による計画的なまちづくり

時代の変化や意識の変化により、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、地方自治の本旨たる「住民自治」の精神に基づき、市民の主体性を活かす行政・市民の協働による計画的な地域社会づくりを進めます。

なお、幸手市において共に地域社会をつくる協働の相手となる「市民」は、市内に住む個人に限りません。市内において、非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体や事業者なども含みます。

2. 安心・安全で持続可能なまちづくり

自然との共生を基本に環境に与える負荷の少ない生活を実践し、水と緑に恵まれた循環型地域社会を目指すとともに、市民の安心・安全と快適な生活環境を持った持続可能なまちづくりを進めます。

3. 幸手市らしさを持つ、コンパクトながら活力あるまちづくり

低成長かつ人口減少・超高齢社会の到来という社会情勢を迎え、これまでの拡大を基調とした施策から転換し、行政運営の効率化・財政の健全化を図りながら、幸手市の一人ひとりの「人」、権現堂堤や豊かな田園などの「自然」、千年近く続くまちの「歴史・文化」といった地域の資源や特性を活用した個性溢れる魅力を引き出し、育み磨いていく、コンパクトながら活力に溢れたまちづくりを進めます。

Ⅱ 幸手市の将来像

1. 将来像

基本理念に基づき、幸手市における将来像を以下の様に定めます。

都市と自然が調和した 安心・安全で活力あるまち 幸手

豊かな住環境と自然環境の調和した、人々が安心・安全で、安らぎのある生活環境と活力に溢れた、賑わいのあるまちを目指します。

2. 将来人口

幸手市の人口は、近年人口減少・高齢化傾向にあり、過去の人口統計から平成31年1月1日現在の人口を推計すると、約50,000人となり、人口構成では老年人口が構成比でおよそ1.6倍の増加となります。

| | | H20 | H31 |
|------------|-------------------|--------|---------|
| 人口（1月1日現在） | | 54,465 | 約50,000 |
| 構成比 | 年少人口 （～14） | 11.5% | 11.3% |
| | 生産年齢人口 （15～64） | 69.0% | 56.2% |
| | 老年人口 （65～） | 19.5% | 32.5% |

このような状況を踏まえ、市では高齢者に住みよいまちづくりを行うとともに、子育て支援、生活環境の改善による若年層を中心とした生産年齢人口の定住・年少人口の増加を促進する施策などにより人口減少に歯止めをかけ、次項記載の土地利用構想に基づくまちづくりなどによる積極的な人口誘導を推進することで、目標年次における将来人口を概ね 53,000人 とします。

3. 土地利用構想

幸手市域は、面積は 33.95k m²、市域は東西 8.8km、南北 7.6km となっており、土地は非常に限られた資源です。この限られた貴重な土地を有効かつ計画的に活用し、市民生活・市内産業の発展のために、長期的な視点で市内をゾーニングした土地利用についての構想を策定します。各地域の特性を活かしながら行政と市民が協働して、構想の実現を図って参ります。

(1) 土地利用の考え方

① 地域特性を活かした計画的で潤いのある土地利用の形成

本市の特徴である豊かな自然と調和し、魅力と活力に富む快適な生活の実現に向け、田園環境と住宅や産業などの都市環境が調和した良好な環境を有する市街地形成や、集落と農地の調和による自然共生型の土地利用の形成など、地域特性に配慮した計画的で魅力ある土地利用の形成を図ります。

② 本市の活力を生む市街地の整備と土地利用の誘導

市民の魅力ある生活の実現と、多様な都市機能の誘導や産業の育成など自立性の強化のため、幸手駅や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）のインターチェンジなどの交通ポテンシャルを活かした地域振興を図るとともに、様々なライフスタイルに対応する住居地域の整備など計画的な市街地整備を進めます。

(2) 土地利用構想

① 複合市街地系ゾーン

幸手駅周辺の整備とともに、中心市街地の駐車場や歩道整備など交通環境の整備を進め、商業・サービス・居住など複合的な機能を誘導し、複合市街地系ゾーンとして環境整備を図ります。

② 住居系ゾーン

市街化区域においては、生活道路や下水道など総合的な居住環境整備を進めます。幹線道路沿道については、適正な商業機能などの立地誘導に努めます。

市街化区域の周辺においては、地域特性に配慮しつつ地域住民との調整のもと新たな市街地としての環境整備に努め、一体的な市街地の形成を図ります。

③ 工業系ゾーン

幸手工業団地・幸手ひばりヶ丘工業団地については、良好な環境・景観の保全に努めます。また、インターチェンジの東側や戸島地区は、周辺農業や美しい田園景観に配慮した良好な環境を整備し、優良企業の誘致を図ります。

④ 農業系ゾーン

生活道路及び用排水対策などの環境整備や乱開発の抑止に努め、都市と農地の調和ある発展を図ります。また、生産性の向上、農業後継者の育成などの支援による農用地の長期的な保全・活用に努めます。

⑤ 新市街地系ゾーン

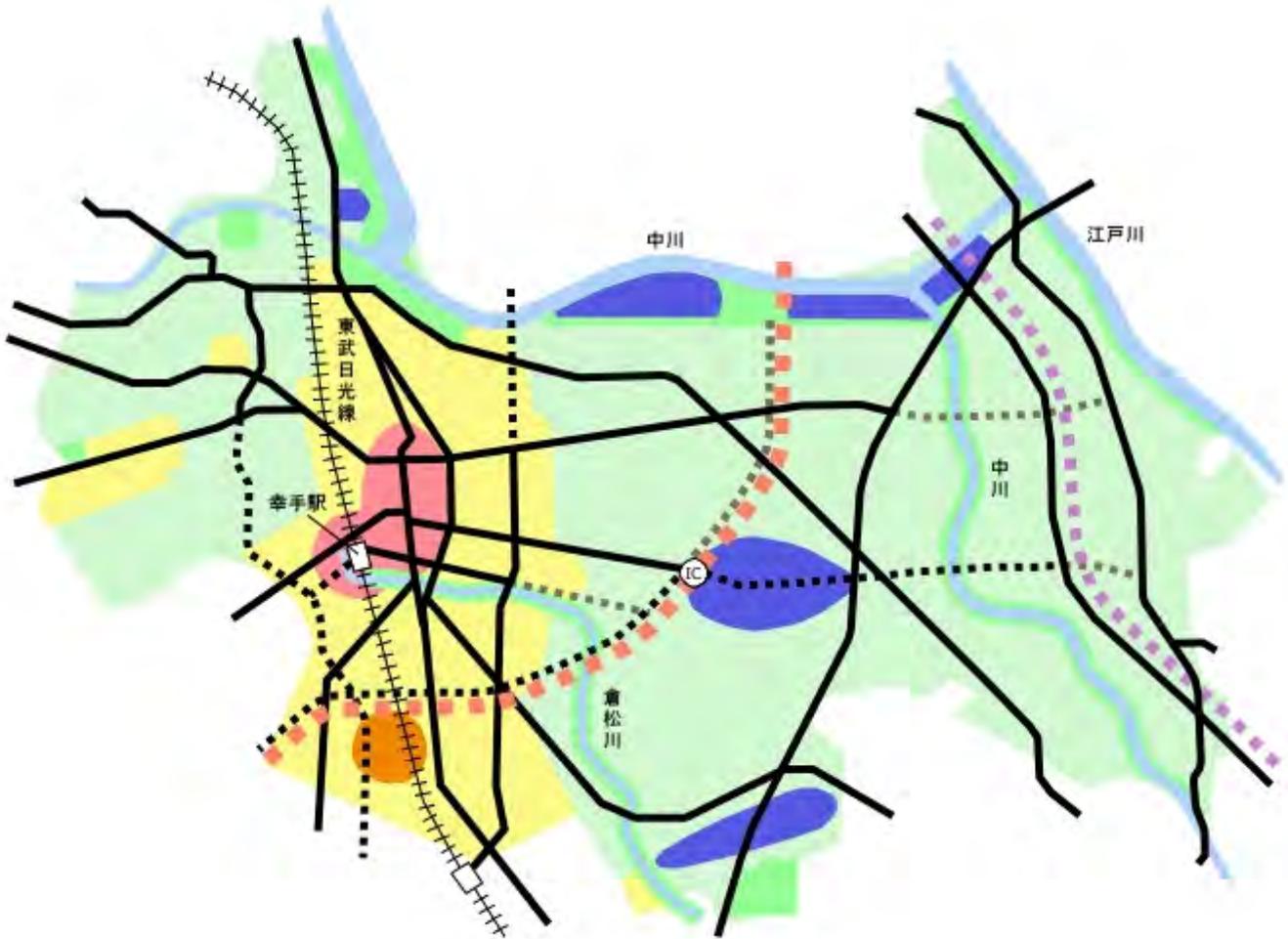
上高野地区については、住居を中心として、商業や周辺地域・田園空間との調和を図りながら、新しい市街地の形成の検討を行う新市街地系ゾーンに位置付けます。

⑥ 水と緑のゾーン

権現堂公園、幸手総合公園、中川・江戸川・倉松川周辺の保全・整備を進め、水と緑のゾーンとして位置付け、水辺や緑地の保全・確保に努めます。

また、河川の持つ緑地機能や幹線道路を活用し、公共施設や文化財などを優先的に連結する「ふれあい散策路」の整備を推進します。

第5次幸手市総合振興計画基本構想土地利用構想図



| 凡 | | 例 | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|  | 複合市街地系ゾーン |  | 首都圏中央連絡自動車道 |
|  | 住居系ゾーン |  | 東埼玉道路 |
|  | 工業系ゾーン |  | 幹線道路(供用済) |
|  | 農業系ゾーン |  | 幹線道路(計画路線) |
|  | 新市街地系ゾーン |  | 検討路線 |
|  | 水と緑のゾーン | | |

Ⅲ 施策の大綱

将来像を実現するために、次の政策・施策体系をもとに、「まちづくりの基本理念」に基づき、選択と集中のもと計画的な行政運営を進めます。

基本計画では施策単位で目標を設定しています。

1. 自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまち (安心安全・環境分野)

地域環境への負荷を軽減し、環境にやさしいまちづくりを推進していくため、豊かな自然環境の保全、快適環境の創造に努めていくとともに、市民、企業、行政の連携による廃棄物対策を推進し、持続可能なまちづくりを積極的に推進していきます。

また、災害への対策、消防・救急、防犯、交通安全の充実による安心・安全な暮らしの実現を目指します。

| 政策 | 施策 | 施策の内容 |
|-----------------------|----------------|-----------------|
| 自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまち | 1 環境にやさしい地域づくり | 1 総合的環境行政の推進 |
| | | 2 環境学習活動の推進 |
| | | 3 自然環境の保全 |
| | | 4 温暖化対策事業の推進 |
| | | 5 生活雑排水対策の推進 |
| | | 6 公害対策の推進 |
| | | 7 地盤沈下対策 |
| | 2 廃棄物の排出抑制 | 1 広域的な取組の強化 |
| | | 2 廃棄物処理・体制の整備 |
| | | 3 4 R運動の推進 |
| | | 4 産業廃棄物監視指導の強化 |
| | 3 危機管理体制の強化 | 1 危機管理体制の確立 |
| | | 2 幸手市国民保護計画の推進 |
| | 4 災害対策の充実 | 1 自主防災組織の育成・支援 |
| | | 2 災害に関する啓発・情報提供 |
| | | 3 応急物資等の確保 |
| | | 4 応援体制の拡充 |
| | | 5 都市防災機能の強化 |
| | | 6 地域防災計画の充実 |
| | 5 総合治水対策の推進 | 1 保水・遊水機能の確保 |
| | | 2 排水対策の推進 |
| | | 3 河川の整備 |
| | 6 地域安全活動の充実 | 1 犯罪防止活動の充実 |
| | | 2 地域防犯活動の高揚 |
| | | 3 安心できる住環境の整備 |
| | 7 交通安全対策の推進 | 1 交通安全意識の向上 |
| | | 2 交通安全施設の整備 |
| | | 3 交通規制の推進 |
| 4 安全快適な交通環境の維持 | | |
| 8 消防・救急体制の強化 | 1 常備消防の充実 | |
| | 2 消防団の充実・支援 | |
| | 3 広域消防体制の推進 | |
| | 4 火災予防対策の充実 | |
| | 5 救急救助活動の充実 | |

2. 健やかで生き生きとした暮らしのあるまち（健康福祉分野）

少子化の進行に歯止めをかけ、子育てしやすく子供たちの声で賑わうまちとするため、家庭や地域と連携して楽しく子育てができる環境づくりを重点課題として捉え、積極的な子育て支援を図ります。

また、健康で安心して暮らせるように、市民の生涯を通じた健康づくりを支援し、保健サービスや医療体制の充実に努めるとともに、地域福祉推進体制の整備や介護予防、介護サービス、自立支援などを図ります。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域による相互支援が不可欠ですので、行政による市民サービスの向上だけでなく、互いに支えあえる地域づくりをめざします。

| 政策 | 施策 | 施策の内容 |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| 健やかで生き生きとした暮らしのあるまち | 1 子育て支援の充実 | 1 次世代育成支援行動計画の推進 |
| | | 2 地域の子育て支援の充実 |
| | | 3 母子保健事業の充実 |
| | | 4 子育て相談・連携体制の充実 |
| | | 5 子育てと仕事の両立支援の推進 |
| | | 6 経済的支援の充実 |
| | 2 健康づくりの支援 | 1 健康日本21幸手計画に基づく事業管理 |
| | | 2 特定健康診査・特定保健指導の充実 |
| | | 3 がん等疾病予防事業の充実 |
| | | 4 健康相談・健康教育の充実 |
| | | 5 訪問指導の充実 |
| | | 6 感染症予防対策の推進 |
| | 3 地域医療体制の充実 | 1 地域医療体制の充実 |
| | | 2 救急医療体制の充実 |
| | | 3 小児救急医療体制の充実 |
| | | 4 献血の推進 |
| | 4 地域福祉の推進 | 1 地域福祉計画等の策定及び推進 |
| | | 2 福祉コミュニティの育成 |
| | | 3 社会福祉協議会の充実強化 |
| | | 4 地域福祉活動の推進 |
| | | 5 福祉・医療・保健の連携の推進 |
| | 5 高齢者福祉の充実 | 1 生きがいづくりの支援 |
| | | 2 生活支援の充実 |
| | 6 介護保険制度の充実 | 1 介護保険事業の円滑な運営 |
| | | 2 介護サービスの充実 |
| | | 3 介護予防事業の充実 |
| | | 4 地域包括支援センターの充実 |
| | 7 障がいのある人の自立と社会参加の支援 | 1 総合的な施策の推進 |
| 2 啓発・交流活動の推進 | | |
| 3 自立・社会参加の促進 | | |
| 4 福祉サービス・生活支援の充実 | | |
| 5 障がい児の教育・療育の充実 | | |
| 6 保健・医療サービスの推進 | | |
| 8 社会保障制度の充実と円滑化 | 1 国民健康保険制度の充実 | |
| | 2 後期高齢者医療制度の運営 | |
| | 3 国民年金制度の啓発 | |
| | 4 生活保護の適正実施 | |
| | 5 低所得者の自立支援 | |

3. 地域の特性を活かした快適で特色あるまち（都市基盤分野）

計画的な土地利用に努め、地域経済の発展に寄与するものと期待される首都圏中央連絡自動車道（圏央道）インターチェンジ周辺とまちの玄関口である幸手駅周辺を計画的に開発・整備し、有効な土地利用を実現します。

更に、まちづくりの骨格をなす道路網の整備や公共交通機関の充実、上下水道の整備を進め、市民生活の利便性・安全性の向上に努めます。

また、都市基盤の整備と同時に、より良い生活環境の実現に向けて自然や歴史など地域の特性を生かし、田園と調和した景観形成や水と緑のうるおいある環境づくりを推進します。

| 政策 | 施策 | 施策の内容 |
|---------------------|--------------------|---------------------|
| 地域の特性を活かした快適で特色あるまち | 1 計画的な土地利用 | 1 土地利用構想の実現化 |
| | | 2 都市計画マスタープランの推進 |
| | | 3 土地利用の規制・誘導 |
| | | 4 住民参加型のまちづくり |
| | 2 圏央道インターチェンジ周辺の開発 | 1 新規工業団地の整備 |
| | 3 幸手駅周辺の開発 | 1 西口区画整理の推進 |
| | | 2 幸手駅舎整備の推進 |
| | | 3 東口周辺の市街地整備の推進 |
| | 4 田園都市景観の形成 | 1 田園景観の保全・創造 |
| | | 2 良好な住環境と都市景観の整備・保全 |
| | | 3 景観づくり活動の支援 |
| | | 4 屋外広告物対策の充実 |
| | | 5 大規模建築物等への指導 |
| | 5 水と緑の環境づくり | 1 水と緑の基本計画の推進 |
| | | 2 公園整備の推進 |
| | | 3 緑地・水辺環境の整備・保全 |
| | | 4 ふれあい散策路・遊歩道の整備 |
| | 6 道路網の整備 | 1 幹線道路網の整備・維持管理 |
| | | 2 生活道路の整備・維持管理 |
| | | 3 橋梁の整備・維持管理 |
| | 7 公共交通機関の拡充 | 1 鉄道輸送力の増強 |
| | | 2 駅のバリアフリー化 |
| | | 3 バス路線の充実 |
| | 8 安全な水の供給 | 1 水の安定供給 |
| | | 2 水の有効利用の推進 |
| | | 3 経営の効率化 |
| | 9 下水道の整備 | 1 公共下水道の整備 |
| 2 水洗化の促進 | | |
| 3 下水道施設の維持管理の充実 | | |

4. 明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち（教育分野）

児童・生徒の安心・安全を確保し、一人ひとりの個性を活かせる教育環境を充実させるとともに、基礎的・基本的な学力の確かな習得や社会潮流の変化に適応した人材育成を推進します。

また、市民の誰もがそれぞれのライフスタイルに合わせて、いつでも自由に学習やスポーツをする機会を選択することができる環境づくりや青少年の健全な育成を地域と連携して進めます。

その他、幸手市の古くからの歴史・文化を保全・振興し、自分たちの身近なところで地域文化の輪が広げられる地域づくりを進め、歴史文化のまちづくりを進めます。

| 政策 | 施策 | 施策の内容 |
|-----------------------|------------------|----------------------------|
| 明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち | 1 児童・生徒の安心・安全の確保 | 1 耐震化の促進 |
| | | 2 心身の健康づくり |
| | | 3 地域と連携した安全の確保 |
| | 2 学校教育環境の整備 | 1 総合的な教育行政の推進 |
| | | 2 地域との交流の推進 |
| | | 3 就学の援助 |
| | | 4 進学への支援 |
| | | 5 特別支援教育の充実 |
| | | 6 余裕教室の活用 |
| | | 7 高等教育の振興 |
| | 3 学校教育内容の充実 | 1 基礎・基本の充実 |
| | | 2 時代の変化に応じた教育の充実 |
| | | 3 指導体制の充実 |
| | | 4 教育相談の充実 |
| | | 5 幼稚園教育の振興 |
| | 4 青少年の健全な育成 | 1 青少年活動の促進 |
| | | 2 非行防止・環境浄化活動の推進 |
| | | 3 国際感覚・意識の醸成 |
| | 5 社会教育の充実 | 1 生涯学習の総合的推進 |
| | | 2 健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興 |
| | | 3 社会教育施設の整備・充実 |
| | | 4 文化芸術活動の振興 |
| | 6 文化財の保護・活用 | 1 文化財の保護及び愛護意識の啓発 |
| 2 文化財・歴史資料の調査・研究と情報提供 | | |
| 3 文化財・歴史資料保存・活用施設の充実 | | |

5. 活力ある地域経済をおこすまち（産業分野）

生産基盤の整備や農業経営の支援などを通じて地域農業の活性化を図るとともに地産地消や特産品開発、担い手の育成など地域とともに歩む農業を推進します。

商工業では、市の財政安定化のためにも期待は大きく、市民の暮らしを支え、まちに活気とにぎわいをもたらすことから中心市街地の活性化や経営支援、企業誘致を進め、地域経済を活性化する産業振興を図ります。

また、市民団体などと連携し、権現堂公園や文化財など幸手の特色ある地域資源を活用した観光事業を推進します。

更に、勤労者福祉や消費生活の向上など市民一人ひとりの経済活動の支援の取組に努めます。

| 政策 | 施策 | 施策の内容 |
|----------------|----------------|------------------|
| 活力ある地域経済をおこすまち | 1 農業基盤の整備 | 1 生産基盤の整備 |
| | | 2 農業経営の支援 |
| | | 3 後継者の育成・支援 |
| | | 4 生活環境の整備 |
| | | 5 環境保全型農業の推進 |
| | 2 地域農業の振興 | 1 地産地消の推進 |
| | | 2 ブランド化・特産品開発の支援 |
| | | 3 市民交流農業の推進 |
| | 3 中心市街地の活性化 | 1 商店街の魅力ある環境整備 |
| | | 2 中心市街地活性化事業の推進 |
| | 4 商業・サービス業の活性化 | 1 経営力向上の支援 |
| | | 2 後継者の育成・支援 |
| | | 3 商業団体の活動の支援 |
| | 5 工業の活性化 | 1 経営力向上の支援 |
| | | 2 地元雇用の拡大 |
| | | 3 工業用地の確保 |
| | | 4 企業立地の促進 |
| | 6 観光の振興 | 1 観光施設・ルートの整備 |
| | | 2 伝統行事等の活用 |
| | | 3 観光資源の掘り起こしと活用 |
| | | 4 観光事業の充実・連携 |
| | | 5 観光協会への支援・連携 |
| | 7 勤労者対策の充実 | 1 雇用情報の提供 |
| | | 2 就業環境の充実 |
| | | 3 福利厚生の実施支援 |
| | 8 消費生活の支援 | 1 消費生活相談の充実 |
| | | 2 情報提供の推進 |
| | | 3 消費者活動の促進 |
| 4 品質表示等の適正化の推進 | | |

6. 市民一体となり自立した地域を育むまち（市民活動・人権分野）

暮らしやすいまちづくりに向け、市民と行政がそれぞれ役割を分担し、市民と行政のパートナーシップに基づいた協働によるまちづくりを推進します。地域のことは地域が主体的に考え、解決していくことを基本に、新たなコミュニティ活動の支援や意識の醸成を行います。

平和と人権が尊重され、国際社会の一員であるという自覚のもと、共に生きる社会の実現をめざして行動し、人種や性別、住んでいる地域などにとらわれず平等で幸せに暮らせるまちを目指します。更に、幅広い分野で男女が共に参画できる社会の実現に向けた取組に努めます。

| 政策 | 施策 | 施策の内容 |
|--------------------|---------------|---------------------|
| 市民一体となり自立した地域を育むまち | 1 市民との協働の推進 | 1 協働体制の整備 |
| | | 2 まちづくり活動の支援 |
| | 2 コミュニティ活動の支援 | 1 コミュニティ活動の推進 |
| | | 2 コミュニティ意識の醸成 |
| | 3 人権意識の高揚 | 1 啓発活動の推進 |
| | | 2 人権相談活動の充実 |
| | | 3 人権・同和教育の充実 |
| | | 4 市民活動の支援 |
| | | 5 生活環境の充実 |
| | 4 男女共同参画社会の推進 | 1 推進体制の充実と市民活動の支援 |
| | | 2 男女共同参画社会形成への意識づくり |
| | | 3 男女が共に社会参加できる環境づくり |
| | | 4 セクハラ・DV対策 |
| | 5 平和・国際交流の推進 | 1 平和事業の推進 |
| | | 2 国際交流の充実 |
| | | 3 国際理解の推進 |
| | | 4 多文化共生の地域づくりの推進 |

7. 基本構想の実現のために（行財政運営分野）

厳しい財政状況や地方分権改革の流れを受けて、事務事業再編や民間活力の導入などを通じたスリムで効率的な組織づくりや市税などの財源確保を図りながら財政健全化を中核とした計画的な行財政運営を進め、基礎的自治体としての力を養い、基本構想の推進・実現を図ります。

また、市民と行政が協働してまちづくりを進めていくため、市政情報を市民に継続的に提供するとともに、市民の意見や要望などを的確に市政に反映されていくことのできる仕組みを充実させて市民本位のまちづくりを推進します。

更に、職員の能力開発やICTの有効活用による行政サービスの向上をめざします。

広域的課題に関しては、関係自治体と連携してその解決に努めるとともに、将来的な課題として合併について検討します。

| 政策 | 施策 | 施策の内容 |
|-------------|-----------------|--------------------|
| 基本構想の実現のために | 1 計画的な行政運営 | 1 施策の進捗管理・評価 |
| | | 2 事務事業の見直し |
| | | 3 効率的な行政組織の見直し |
| | | 4 民間活力の導入 |
| | | 5 定住促進 |
| | 2 財政健全化の推進 | 1 財政健全化計画の進捗管理 |
| | | 2 財源の確保 |
| | | 3 適正な受益者負担の確保 |
| | | 4 収納率向上対策 |
| | | 5 適正な財源配分 |
| | | 6 補助金の適正交付 |
| | 3 広報・広聴・情報公開の充実 | 1 市政概要説明会等の実施 |
| | | 2 市民意識の調査・意見の募集 |
| | | 3 広報刊行物の充実 |
| | | 4 インターネットの活用 |
| | | 5 情報公開制度の充実 |
| | 4 信頼のある人材管理・育成 | 1 人事管理の充実 |
| | | 2 職員の能力開発 |
| | 5 地域情報化の推進 | 1 電子自治体の推進 |
| | | 2 地域情報通信システムの研究・活用 |
| | | 3 個人情報の保護 |
| | 6 広域行政の確立 | 1 広域圏計画の推進 |
| | | 2 広域的な連携の検討・強化 |
| | | 3 市町村合併の検討 |

IV 重点施策

重点施策は、市を取り巻く社会経済環境の変化・課題等を踏まえ、市のまちづくりの基本理念に基づき、各分野で特に力を入れて取り組む課題です。

事業の推進については、基本計画の各施策により実施していきます。

1. 自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまち (安心安全・環境分野)

1 温暖化対策事業の推進

公共施設の緑化やCO₂削減対策として新エネルギー導入の検討など自治体としての計画的・積極的な取組を推進します。

(基本計画「1-1 環境にやさしい地域づくり」)

2 循環型社会の形成

ごみ減量化・再資源化に向けた取組による持続可能な循環型社会の形成を推進します。

(基本計画「1-2 廃棄物の排出抑制」)

3 災害に強いまちづくり

安心・安全な市民生活を確保するために、災害対策・防災体制の整備を推進します。

(基本計画「1-3 危機管理体制の強化」、「1-4 災害対策の充実」、「1-5 総合治水対策の推進」、「1-8 消防・救急体制の強化」)

2. 健やかで生き生きとした暮らしのあるまち (健康福祉分野)

1 地域子育て支援体制の充実

安心して子どもを産み育てられる地域環境づくりを推進します。

(基本計画「2-1 子育て支援の充実」)

2 地域医療体制の充実

市民が安心して暮らせるような地域医療体制づくりを推進します。

(基本計画「2-3 地域医療体制の充実」)

3 高齢者福祉・介護予防事業の充実

高齢者が健康で生きがいを持ち続けられる地域づくりを推進します。

(基本計画「2-5 高齢者福祉の充実」、「2-6 介護保険制度の充実」)

3. 地域の特性を活かした快適で特色あるまち（都市基盤分野）

- 1** 圏央道インターチェンジ周辺工業団地の整備
圏央道インターチェンジ東側地域に工業団地を整備し、地域の活性化を推進します。
（基本計画「3-2 圏央道インターチェンジ周辺の開発」）
- 2** 幸手駅西口土地区画整理事業の推進
幸手駅西口に商業・サービス・居住など複合的な機能を有した市街地整備を推進します。
（基本計画「3-3 幸手駅周辺の開発」）

4. 明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち（教育分野）

- 1** 教育施設の耐震化
学校施設の耐震化により、安心・安全な教育環境づくりを推進します。
（基本計画「4-1 児童・生徒の安心・安全の確保」）
- 2** 特色ある学校教育の充実
地域と連携し、基礎学力の確保だけでなく、社会経済環境に対応できる能力を持った人材育成を行う特色ある学校教育を推進します。
（基本計画「4-2 学校教育環境の整備」、「4-3 学校教育内容の充実」）

5. 活力ある地域経済をおこすまち（産業分野）

- 1** 地産地消の推進
地域の農産物の地域内消費による農業活動の振興を推進します。
（基本計画「5-2 地域農業の振興」）
- 2** 中心市街地の活性化
中心市街地の活性化による活力あるまちづくりを推進します。
（基本計画「5-3 中心市街地の活性化」）

6. 市民一体となり自立した地域を育むまち（市民活動・人権分野）

1 市民と行政の協働体制の整備

市民参画についての方針策定など協働体制を整備し、協働によるまちづくりを推進します。

（基本計画「6-1 市民との協働の推進」）

2 NPO・コミュニティ等によるまちづくり活動の支援

NPOや各種団体、地域コミュニティによるまちづくり活動を支援し、市民の自主的な活動が取り組みやすい体制を整備します。

（基本計画「6-1 市民との協働の推進」、「6-2 コミュニティ活動の支援」）

7. 基本構想の実現のために（行財政運営分野）

1 行政運営の効率化

行政評価制度の導入によるPDCAマネジメントサイクルによる事業の見直しなど行政運営の効率化を推進します。

（基本計画「7-1 計画的な行政運営」）

2 財政の健全化

安定した財政運営を図るため、財政の健全化を推進します。

（基本計画「7-2 財政健全化の推進」）

7. 後期基本計画指標一覧

| 政策 | 施策 | 成果指標 | 単位 | 現況値 | 目標値(H30) |
|------------------------|---------------------|--------------------------------|------|-------|----------|
| 1自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまち | 1環境にやさしい地域づくり | エコライフDAYにおける二酸化炭素の削減量 | kg | 4,417 | 5,000 |
| | | 市内全域の清掃活動参加者 | 人 | 6,294 | 7,000 |
| | | 不法投棄の件数 | 件 | 33 | 0 |
| | 2廃棄物の排出抑制 | 一人当たりの一日の家庭ごみ排出量 | g | 709.4 | 700 |
| | | 事業ごみ量 | t | 2,306 | 2,200 |
| | | ごみ資源化率 | % | 22.5 | 25 |
| | | リサイクル団体が収集した資源物量 | kg | 600 | 630 |
| | 3危機管理体制の強化 | 防災・防犯情報のメール配信サービス登録件数 | 件 | 443 | 800 |
| | | 危機管理個別マニュアルの策定数 | 件 | 23 | 50 |
| | 4災害対策の充実 | 自主防災組織の組織率 | % | 49 | 65 |
| | | 訓練実施団体数 | 団体 | 7 | 17 |
| | | 食料備蓄率 | % | 79.2 | 100 |
| | | 防災倉庫の設置数 | か所 | 21 | 26 |
| | 5総合治水対策の推進 | 河川(大中落・中落)の整備率 | % | 71 | 80 |
| | 6地域安全活動の充実 | 自主防犯団体数 | 団体 | 41 | 50 |
| | | 犯罪件数 | 件 | 779 | 748 |
| | | 防犯パトロールの実施回数 | 回 | 7,630 | 9,300 |
| | 7交通安全対策の推進 | 人身事故年間発生件数 | 人 | 329 | 316 |
| | | カーブミラーの設置数 | か所 | 1,172 | 1,217 |
| | 8消防・救急体制の強化 | 消防団の所属人数 | 人 | 158 | 195 |
| 2健やかで生き生きとした暮らしのあるまち | 1子育て支援の充実 | 保育所待機児童 | 人 | 0 | 0 |
| | | ファミリーサポートセンターの協力会員と両方会員数 | 人 | 82 | 130 |
| | | 赤ちゃん訪問の実施率 | % | 94.2 | 100 |
| | | 母親学級の参加率 | % | 18 | 30 |
| | 2健康づくりの支援 | 健康日本21幸手計画各項目の目標達成率 | % | 25 | 50 |
| | | 特定健康診査受診率 | % | 30 | 60 |
| | | 特定保健指導実施率 | % | 22 | 60 |
| | | 各種がん検診受診率 | % | 8 | 20 |
| | 3地域医療体制の充実 | とねつとの登録者数 | 人 | 800 | 4,000 |
| | 4地域福祉の推進 | 社会福祉協議会に登録している団体数 | 団体 | 22 | 25 |
| | 5高齢者福祉の充実 | 老人クラブの登録者数 | 人 | 1,193 | 1,400 |
| | | 高齢者健康体操自主グループ数 | グループ | 33 | 38 |
| | 6介護保険制度の充実 | 地域密着型サービス事業所数 | 事業所数 | 5 | 7 |
| | | 一次予防事業延べ参加者数 | 人 | 5,287 | 5,500 |
| | | 二次予防事業延べ参加者数 | 人 | 845 | 1,000 |
| | 7障がいのある人の自立と社会参加の支援 | 障害者就労支援センターの支援による就労者数 | 人 | 60 | 86 |
| | | 障がい者の日常生活等に係る相談件数 | 件 | 961 | 1,350 |
| | 8社会保障制度の充実と円滑化 | 生活保護受給者数(就労支援対象者)のうち、自立できた人の人数 | 人 | 13 | 20 |

| 政策 | 施策 | 成果指標 | 単位 | 現況値 | 目標値 (H30) |
|------------------------|--------------------|------------------------------------------------|---------------------|----------------|--------------------------------|
| 3地域の特性を活かした快適で特色あるまち | 1 計画的な土地利用 | 市街化区域内における市街地開発事業等の事業完了率 | % | 72 | 93 |
| | 2 圏央道インターチェンジ周辺の開発 | 産業団地における総分譲面積に対する契約面積の割合 | % | 0 | 100 |
| | | 3 幸手駅周辺の開発 | 幸手駅西口土地区画整理事業の整備進捗率 | % | 1 |
| | 4 田園都市景観の形成 | 幸手駅舎及び自由通路の整備進捗率 | % | 0.4 | 100 |
| | | 乱開発防止バトロールにおける乱開発確認件数 | 件 | 4 | 0 |
| | 5 水と緑の環境づくり | 市民一人当たりの都市公園面積 | m ² /人 | 7.85 | 8.40 |
| | | 公園施設長寿命化計画における遊具整備率 | % | 0 | 40 |
| | 6 道路網の整備 | 都市計画道路整備率 | % | 39 | 79 |
| | | 4m未満の道路後退用地に対する買い上げ延長 | m | 2,282 | 3,782 |
| | | 橋りょう修繕数 | 橋 | 0 | 21 |
| | 7 公共交通機関の拡充 | 市内循環バスの利用者数 | 人 | 32,482 | 35,000 |
| | 8 安全な水の供給 | 総管路延長に対する老朽管(石綿セメント管)の更新率 | % | 92.6 | 97.0 |
| | 9 下水道の整備 | 下水道普及率 | % | 43.5 | 47.0 |
| | | 水洗化率 | % | 84.4 | 85.0 |
| 4明日を支える人を育む教育・文化の豊かなまち | 1 児童・生徒の安心・安全の確保 | 大規模改修した学校数 | 校 | 2 | 5 |
| | | トイレを改修した学校数 | 校 | 1 | 12 |
| | | 朝食欠食児童・生徒の割合 | % | 小0.3 中1.6 | 小1.0%未満 中1.0%未満 (埼玉県目標値) |
| | | 児童一人当たりスクールガード数 | 人 | 0.15 | 0.20 |
| | | 子ども110番の家設置件数 | 件 | 697 | 720 |
| | 2 学校教育環境の整備 | 学校図書室の児童・生徒一人当たり蔵書数 | 冊 | 28.97 | 29.79 |
| | | 学校図書室の児童・生徒一人当たり貸出冊数 | 冊 | 8.60 | 10 |
| | 3 学校教育内容の充実 | 教育に関する3つの達成目標に係る効果の検証結果の「学力(読む・書く)(計算)」に関する達成率 | % | 小98.1 中93.2 | 小 95 中 95 (埼玉県目標値) |
| | | 教育に関する3つの達成目標に係る効果の検証結果の「体力」に関する達成率 | % | 小82.9 中81.7 | 小80 中85 (埼玉県目標値) |
| | | 100人当たりの不登校児童・生徒数 | 人 | 小0.24 中3.10 | 小0.10 中2.00 |
| | | いじめの件数 | 件 | 8 | 0 |
| | 4 青少年の健全な育成 | 放課後子ども教室実施校 | 校 | 2 | 5 |
| | | 青少年相談員の人数 | 人 | 19 | 25 |
| | | 青少年による犯罪件数 | 件 | 66 (H23) | 50 |
| | | 非行防止バトロール等の従事者数 | 人 | 1,113 | 1,200 |
| | 5 社会教育の充実 | 公民館及び体育施設の利用率 | % | 43 | 45 |
| | | 市民一人当たり年間図書貸出冊数 | 冊 | 4 | 5 |
| | 6 文化財の保護・活用 | 文化財の指定件数 | 件 | 24 | 30 |
| | | 市史講座参加者数 | 人 | 89 | 120 |
| | | 歴史資料の保存公開施設の年間来館者数 | 人 | 438 | 1,000 |

| 政策 | 施策 | 成果指標 | 単位 | 現況値 | 目標値 (H30) |
|---------------------|----------------|---------------------------------|------|--------------|-------------|
| 5活力ある地域経済をおこすまち | 1農業基盤の整備 | 認定農業者数 | 人 | 17 | 20 |
| | | 農地の利用集積面積 | ha | 71 | 78 |
| | 2地域農業の振興 | 特別栽培米出荷量 | kg | 40,920 | 43,000 |
| | | 体験農業実施数 | 校 | 5 | 7 |
| | 3中心市街地の活性化 | 中心市街地の人口 | 人 | 6,941 | 6,950 |
| | | 空き店舗活用数 | 件 | 2 | 3 |
| | 4商業・サービス業の活性化 | 市内商店数 | 店 | 518 | 520 |
| | | 商業従事者数 | 人 | 3,833 | 3,840 |
| | 5工業の活性化 | 工業事業所数 | 事業所数 | 224 | 224 |
| | | 工業従事者数 | 人 | 3,840 | 3,840 |
| | 6観光の振興 | 権現堂堤年間観光客数 | 万人 | 150.7 | 165.8 |
| | | 市営釣場(神扇池)年間利用者数 | 人 | 29,780 | 30,000 |
| | | 観光協会ホームページアクセス数 | 万件 | 51.4 | 56.5 |
| | 7勤労者対策の充実 | 就労支援セミナー・相談会の実施回数(累計) | 回 | 0 | 4 |
| | | 内職斡旋率 | % | 23.4 | 25 |
| | 8消費生活の支援 | 消費生活相談年間件数 | 件 | 142 | 200 |
| 消費生活に関する出前講座の実施回数 | | 回 | 0 | 5 | |
| 消費生活に関する講演会の参加者数 | | 人 | 40 | 50 | |
| 6市民一体となり自立した地域を育むまち | 1市民との協働の推進 | パブリックコメントの実施回数(5年間の累計) | 回 | 13 (H20-24) | 26 (H26-30) |
| | 2コミュニティ活動の支援 | クリーン作戦の参加人数 | 人 | 1,072 | 1,100 |
| | 3人権意識の高揚 | 研修会などに参加した人数 | 人 | 750 | 800 |
| | | 人権啓発ビデオ貸出件数 | 件 | 4 | 10 |
| | 4男女共同参画社会の推進 | 男女間の固定観念にとらわれない人の比率 | % | 55.4 | 60 |
| | 5平和・国際交流の推進 | ワンナイトステイ受け入れ外国人数 | 人 | 2 | 5 |
| 国際交流協会の加入会員数 | | 人 | 72 | 80 | |
| 7基本構想の実現のために | 1計画的な行政運営 | 総合振興計画後期基本計画の成果指標の目標値を達成した指標の割合 | % | — | 100.0 |
| | | 指定管理者制度導入施設数 | 施設数 | 14 | 29 |
| | 2財政健全化の推進 | 実質公債費比率 | % | 8.2 (H23決算) | 県平均値 |
| | | 将来負担比率 | % | 46.8 (H23決算) | 県平均値 |
| | | 土地開発公社の債務保証対象土地比率 | % | 11.7 (H23決算) | 10.0未満 |
| | 3広報・広聴・情報公開の充実 | タウンミーティングの参加者数 | 人 | 167 | 340 |
| | | 市ホームページの年間アクセス件数 | 件 | 180,990 | 190,000 |
| | 4信頼のある人材管理・育成 | 職員の研修参加延べ日数 | 日 | 815 | 900 |
| | 5地域情報化の推進 | 電子申請の件数 | 件 | 36 | 47 |
| | | 電子申請可能手続きの種類 | 件 | 35 | 46 |
| 6広域行政の確立 | 広域で実施している事業数 | 事業数 | 9 | 12 | |

8. 市民意識調査等

(1) 市民意識調査

| | |
|----------|-------------------|
| 調査対象 | 18歳以上の市民 2,000人 |
| 対象者の抽出方法 | 住民基本台帳による無作為抽出 |
| 回収数 | 940人 |
| 回収率 | 47.0% |
| 調査方法 | 郵送配布・回収 |
| 調査期間 | 平成24年12月3日～12月21日 |

(2) 職員アンケート調査

| | |
|------|-------------------|
| 調査対象 | 幸手市に勤務する職員 432人 |
| 回収数 | 364人 |
| 回収率 | 84.3% |
| 調査方法 | 庁内配布・回収 |
| 調査期間 | 平成24年12月3日～12月21日 |

第5次幸手市総合振興計画 後期基本計画

平成26年3月発行

発行：幸手市

編集：総務部政策調整課

住所：〒340-0192 埼玉県幸手市東4-6-8

電話：0480(43)1111（代表）

ホームページ：<http://www.city.satte.lg.jp/>



幸手市マスコットキャラクター
さっちゃん